

岩手県委託事業

岩手県 地域生活定着 支援センター



社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団

誰ひとり取り残さない、
共に歩む安全・安心な
やさしい街の実現を目指して



センター業務

特別調整・ 一般調整対象者 支援業務

保護観察所からの依頼を受けて、高齢（おおむね65歳以上）、または障がいを有する矯正施設入所者を対象として、対象者の意向に基づき、福祉サービス等の調整（コーディネート業務）を行い、矯正施設退所後に必要な助言（フォローアップ業務）を行います。

1 特別調整対象者は、以下を全て満たしていると認められることが要件です。

- (1) 高齢（おおむね65歳以上、以下同じ）、または身体障がい、知的障がい、精神障がいがあると認められること。
- (2) 退所後の住居がないこと。
- (3) 高齢または身体障がい、知的障がい、精神障がいにより、退所後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- (4) 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- (5) 特別調整の対象者となることを希望していること。
- (6) 特別調整を実施するために必要な範囲内で各関係機関等に個人情報を提供することについて同意していること。

2 一般調整対象者は、高齢（おおむね65歳以上）、または身体障がい、知的障がい、精神障がいがあると認められ、退所後、住居や家族等の受け入れ先があり、福祉サービス等の調整が必要と認めらる矯正施設入所者です。

被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼を受けて、高齢（おおむね65歳以上）、または障がいを有する被疑者・被告人等を対象として、対象者の意向に基づき、福祉サービス等の利用調整を行い、必要な支援を行います。

相談支援業務

罪を犯してしまった高齢（おおむね65歳以上）、または障がいを有する人のうち、福祉的支援が必要であると認められる対象者について、福祉サービス等の利用に関して、本人・その関係者から相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

理解促進業務

各業務を円滑かつ効率的に実施するため、行政・福祉・医療・教育・司法の各機関等と協働連携を図り、地域での支援ネットワークを構築します。また、理解促進のための会議や研修会を開催します。

支援フロー図

逮捕

検察庁

起訴

不起訴

裁判

執行猶予

刑務所・少年院

特別調整
一般調整

保護観察所

地域生活定着支援センター

相談

他県地域生活定着
支援センター

地域生活定着
支援センター

矯正施設

●保護観察所

●県・市町村

●福祉事業所

●鑑別所

- 障がい者相談支援事業所
- 発達障がい者支援センター
- 高次脳機能障がい支援センター
- 障がい者就業・生活支援センター

●更生保護施設等
●民間シェルター

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所

●BBS会・更生保護女性会・
保護司

●協力雇用主

- 児童相談所
- 更生相談所
- 精神保健福祉センター
- 社会福祉協議会

●警察署

●民生委員

●ハローワーク

●保健所

●医療機関

定着支援
ネットワーク



運営方針



岩手県における地域生活定着促進事業の主体として、罪を犯してしまった高齢（おおむね65歳以上）または障がい者を有する人を対象として、保護観察所・矯正施設・刑事収容施設・検察庁・弁護士会、地域の行政・福祉・医療・教育機関等と協働連携し、刑事上の手続きや保護処分による身体の拘束中及び矯正施設入所中から退所後まで、一貫した相談支援を実施し、その人が希望する地域で安心して暮らせるように支援します。

行動指針

- 1 常に懇切で誠意のある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
- 2 対象者が自立した社会生活を送れるよう心身の状況や家族等の状況、これまで受けてきた福祉サービス等にかかるニーズ、社会資源の状況等を踏まえて、計画的かつ継続的に適切な福祉サービス等を利用できるように配慮します。
- 3 対象者及び関係者にかかる個人情報保護については、関係法令を準拠し、業務上知り得た個人情報の紛失や業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 4 常に公正かつ中立的な姿勢を保持します。
- 5 地域の総合力を生かし、既存の福祉サービスと一体的かつ円滑に実施します。



設立の経緯



2006年から2008年、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」が行われ、罪を犯してしまった障がい者や高齢者について、司法・福祉の連携不足が再犯を繰り返す大きな要因であることが明らかになりました。この研究結果を踏まえて、矯正施設退所後に必要な福祉サービス利用へ橋渡しを行う「つなぐ」体制と実際に支援を行う「受け入れ」体制を構築することとし、2009年7月から「地域生活定着支援センター」の設置と「地域生活移行個別支援特別加算」の算定に至りました。2012年3月には、全都道府県に「地域生活定着支援センター」が設置されました。また、2021年4月から高齢・障害被疑者等支援業務も開始されました。

社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団

TEL 019-601-6066

FAX 019-641-7460

E-mail i-teityaku@mitake-group.jp

